

第五軍(尚)船艦隊命令



尚船艦隊司令第一號 尚船艦隊司令 十一月五日 大正十一年	一 船艦工兵第二十一聯隊ハ玉兵團揚陸後予ハ指揮ニ 入ラシメタル	二 尚船艦隊ハ玉兵團揚陸後引續キ泉兵團及皇兵 團ノ〇〇〇〇〇〇ニ於ケル揚陸ヲ督導セシトス	三 船艦工兵第二十一聯隊長ハ前項兵團ノ電撃 揚陸ヲ實施スベシ	四 細部ニ関シテハ別ニ指示ス 尚船艦隊長 光井大佐	下達去 要旨徹達後複寫配布 下達先 船工九聯隊、セブ支部	報通先 三船司 尚
---------------------------------------	------------------------------------	---	-----------------------------------	------------------------------	---------------------------------	-----------

0624



昭和十九年

尚船物隊

口

下達 要旨 復達 復復 宛 宛 宛

下達 先 船工 二 務 隊 セブ 支 部

報(通) 先 三船司 尚

0626

尚船政司作命申第ニ號

尚船政司作命

一 船政工兵第二十一隊「オルモック」到着ニ伴ヒ澤井

隊ヲ原州屬ニ復歸セシメントス

二 松井部隊長ハ玉兵團場陸終了後澤井隊ヲ

原州屬ニ復歸セシムヘシ

三 予ハ「オルモック」ニ在リ

尚船政隊長 光井大佐

下達法 要旨口達後高配布

下達先 茨園部隊 松井部隊

陸軍

東京 小津村

0627

支那長



尚船隊司令部第二号

尚船隊司令部

一、船隻之兵費、手廻、解隊、オムツ、到者、俾、

二、松井隊長、ハ、王、兵、團、揚、陸、終、了、後、沢、井、隊、

ヲ、平、所、屬、ニ、復、帰、セ、シ、ム、ハ、シ、

尚船隊長 光井 大佐

下達法 要旨、口達、復、寫、配、布、

下達法 法、國、隊、松、井、隊、

三、平、所、屬、ニ、在、

陸軍

0628

尚船艦司令官命令第三號

尚船艦隊司令官命令

一九四二年八月

一 部隊、泉兵、因ノ揚陸ヲ處理セントス

二 英國部隊長及松井部隊長ハ別紙計畫ニ基キ前項

兵因ノ電撃揚陸ヲ実施スル

三 揚陸細部ハ因ニテハ其都度指示ス

四 予ハ「オムモツク」ニ在リ

尚船艦隊長 光井大佐

下達法 要旨口達後復寫配布

下達先 陸軍部隊 松井部隊

報告先 三船司

陸軍

東京 小津納

0629

陸軍

省船政司依命甲第三號細部指示 二二三

一、揚陸艇ハ統テ(横帆船ト合シ)「オムモツク」市街西方

海岸トス

二、入港船舶ノ誘導ハ全部松井部隊ニ於テ担仕スル

●本項知ク定ムルモ揚陸艇ノ誘導ハ最初認メタル

者ハ速カニ揚陸海岸ニ誘導スル

三、各隊ハ日夜海岸ノ監視哨ヲ配置シ入港船舶ヲ

認ムルヤ機ヲ失セス揚陸用舟艇ヲ入港艇ニ對シ

出奔セシムル知ク準備シアルベシ

四、舟艇ノ分散秘匿地莫ラ左ノ如ク定ムル細部ニ決シテハ兩

部隊長ニ於テ協定スル

左記

突圍部隊 | 横橋東岸以西

松井部隊 | 横橋西岸以西

省船政隊長 光井大先

支那

尚船戰司司令甲英三子

尚船船隊戰司作命

杜明三ツロハロロ

一部隊ハ泉兵團ノ揚陸ヲ処理セシトス

二、換國部隊長及松井部隊長ハ別ノ戦計畫

ニ基キテノ項兵團ノ惣束揚陸ヲ実施スヘシ

三、揚陸ノ細部ニ関シテハ其部別指示ス

四、第八才此等ノ在リ

尚船船隊長 光井大佐

下達核要旨口達後複写配布

下達通見、換國部隊、松井部隊

報告老、三船司

陸軍

0631



尚船員可代命申第三子組新指示

揚陸兵八総ヲ機帆船モ命員(オトルモツク)市街西方海岸トス

二機帆船ノ誘導寸ハ命員松井

本項如ク定ムモ機帆船ノ揚陸ニ付テハ最初認メテ見者

三若隊ハ日海岸ノ見物ヨリ先立

揚陸用ノ舟艇ヲ機帆船ニ付シ

出考セシムル如ク早急ニ機帆船ニ付シ

左元

東岸

遠田新隊一機帆船以東  
松井新隊一機帆船以西

尚船員隊長芝井大佐

速カニ揚陸海岸ニ誘導スヘシ



尚船戰司令命申第四號

尚船戰司令命

十月三日ハヤ

一、軍ハイロイロハランバン間ノ緊急兵力轉用ヲ

企圖ス

二、部隊ハ前項輸送ヲ處理セントス

三、海園部隊長ハ大率約二十五隻ヲ以テ左部

隊ノ輸送ヲ実施スヘシ

左ノ記

抜兵園司令部

歩兵一大隊

砲兵二中队

由前部指示ス

五子ハオトルモシクニ在リ

尚船相隊長光中大夫

下建法 兩首口建後復宣配在

下達先 海園部隊

報告先 三船司令

陸軍

0634

陸軍

尚船戰司令部第四號

尚船戰司令部

吐月三〇日ハヤ  
オトルモツク

一軍

ハコイロイロハランバン間ノ緊急兵力轉用ヲ

二部隊ハ前項輸送ヲ處理セントス

三海園部隊長ハ大卒約二十五隻ヲ以テ左部  
隊ノ輸送ヲ実施スヘシ

左記

技兵團司令部

小卒兵一大隊

砲兵二中队

旧相書部イラハ海軍指示ス

五子ハオトルモツクニ在リ

尚船相隊長光中大夫

下達法 帯旨口達後複寫配布

下達先 海園部隊

報告先 三船司尚

0634

控

軍司令部

陸軍

高船隊司令部 命令 第五號

高船隊司令部

一九〇〇年八月

一 部隊の敵の空襲に顧慮し指揮下部隊(橋中隊を除く)を

分散せしむ

二 各隊の左記の基に成りし連を分散すべし

左記

瀟園部隊 — 九月九日市街東端以東地区

松井部隊 (高船隊 船中隊を除く) — 柳橋以西の河川附近

三 指揮連絡ノタテ副司令所直轄舟艇トシ瀟園部隊ヲトテ第一隻

(乗員ヲ含む) 松井部隊ヲトシ第二隻トシ乗員ヲ含むヲトシ三隻トシ

海岸ニ差出シ高船中隊ヲ指揮以度ケルベシ

四 十月八日ハ以上ノ戦中司令所ニ在リ

高船隊長

中野 武佐

下連先 瀟園部隊 松井部隊

報告書

東京 小津藩

0636

控

軍事機密

尚船隊司令部第六號

尚船隊司令部

十一月五日 二〇〇  
オルモツク

一 軍八〇〇〇ノ一部ヲアルプエラニ揚陸ス企圖ス

二 部隊ハ前項目的ノタメアルプエラニ進出スルニ當リ南オニエララ附近ノ海岸ニ警戒ヲ施シタルトス

三 船舶工兵第三工隊隊長ハ所要ノ時夜ニ派遣シアルプエラ附近ノ海岸ニ警戒ヲ施シタルトス

四 予ハアルモツクニ對シ司令所ニ在リ

尚船舶隊長

光井大佐

下達

複寫配布

下達

瀧園部隊

松本部隊

報告

三船司

尚

陸軍

陸軍

東京 小津村

0637

控

陸軍

尚船隊司令 依命 甲第七号

尚船隊命令

十一月五日 於オル戦司

一、タクロバン附近ニ上陸セル敵ハ「カリグラ」方面ニ進出シツ、アリ  
軍ハ速カニ兵力ヲ集結シ此ノ敵ヲ「タクロバン」灣ニ壓迫殲  
滅ス

二、部隊ハ「レ」ヲ島ニ上陸スル軍ノ進行場陸ヲ実施セ

ヒトス

三、船舶ヲ線ハ隊ハ戦斗指揮所附近ニ位置シ「オルモ」  
「マミラ」セゴ「百」通信ニ使ガラン

尚船隊長 光井大佐

下達 要務 後發 配布

下達 先物 部隊 後發 部隊

報告 先物 船司 尚

東京 小津村

0638

尚船戰司作命第六号

尚船船隊 命令

十一月五日ハ

一、タシマン附近ニ上陸セル敵ハ、カリガシマ島ニ進出シテアリ  
軍ハ速ニ集ルヲ命ジテ、敵ヲレイテ、島東岸ニ迫  
殲滅ス

二、部ハ明七日夕ヨリ陸軍後進駐地ノ進行揚陸及引渡  
キ入港船船ノ進行揚陸ヲ実施セントス

三、船船砲兵小島中隊ハ速ニオムレンシ、西方海岸ニ陣  
地ヲ占領シ、強行揚陸ヲ掩護スベシ

四、余ハ戦ヲ司令スル内ニ在リ  
尚船船隊長 光井大佐

下達後 艦長ヨリ速後進駐地ニ交付  
下達先 船船砲兵小島中隊 海園部 杉井中隊

報告光 三船司 尚

0639



尚船戰司任命の事ハ号

尚船隊 命令

ホルモツク

0640

一、敵情共ノ後新報ヲ得ズ

軍ハ引渡キ泉冬困並五八及六八強因

ノホルモツクヲ轉用ヲ企圖シ十一月六日以降

同月末二日リホルモツクニ輸送サル予定ナリ

二、部隊ハ指揮下一部部隊ヲ強化シルト共ニ全

能カラテ採擇不定期入港輸送船ヲ電索的

ニ強行揚陸シ軍作戦ノ要本ニ即ニ應セシム

一、船工多ク一全戦補修隊長ハホルモツクニ批

遣シテ核ニ揚陸作業隊ヲ強化シ爾今

予ノ直轄タラシメ常時大率動艦船ニ隻ヲ

保有セシムルト共ニ必要ノ船艦補修機関ヲ

雇セシムル

四、核井揚陸隊ハ爾今予ノ直轄トナリ前機関機

船及補修機関ヲ速ニ掌理指シ前仕務ヲ

続行スベシ

五、船工五名ヲ二二編隊長ハ村塔特ニ入港輸送

船ノ泊地誘引並ニ揚陸ニ関シ核井部隊ト

緊密ニ連絡シ前仕務ヲ続行スベシ

六、予ハ戰事司令下ニ在リ

尚船隊長 光井大佐

下達後 要旨に達後筆記

既布光 船工五名ヲ一全戦補修隊長 核井部隊

船工五名ヲ二二編隊長

報告先 尚集團 三船司

陸軍

尚船作命甲子九号

尚船船隊戦斗司令布命令 村田次郎二〇〇〇

一、夕多パン附近ニ強ク敵ハカリガヲ方向ニ進出シツアリ

二、單ハ速カニ集結シ敵ヲレイテ島東岸ニ

三、圧迫殲滅ス

四、一部隊ハ引渡ヤ入港スル船舶ヲ進行揚陸ヲ実施セシメ

五、此船砲兵勝本中隊ハ速カニオルモツク東ノ爾方海岸

六、陣地ヲ占領シ進行揚陸ヲ掩護スベシ

七、余ハ戦斗司令布ニアリ

尚船船隊長 光井大佐

下達技 陸軍司令部に送付

下達先 船砲砲兵勝本中隊 松園部隊 核井部隊

報告先 三艇司

尚

0641

控

船艦隊司令部第一〇号

高松船艦隊司令部

命令

二十九年九月

官署工作部

高松船艦隊司令部第一〇号

東下川口に於て到着し、今降る命令指揮下に於て

部員の頭等船艦上級の者中隊の併置は擁護し、元は遠征に於て

決戦輸送の劃期的短切揚塔又実施せしむ

三陸時陸上級の者中隊の現在地にて予定事項の決戦輸送の

劃期的短切揚塔の實施せしむ

揚塔作業の細部を調査し、其の都度指示す

命令ハハルニシテ四對ノ司令所ニ在リ

高松船艦隊長

佐野 吉次

下道長

高松船艦隊司令部

佐野

佐野 吉次

現所長

高松船艦隊司令部

佐野

佐野 吉次

船艦隊司令部

高松船艦隊司令部

佐野

佐野 吉次

陸軍

東京小津橋

0642

控

尚船戰司作命第一一第

尚船舶院戰司司令所為令

十月廿一日  
オルモック

一、海軍輸送船ハ大流新居枝帆船送洋丸ハ本十日

夜半ハオルモック入港ノ事定メテ

二、部ハ同船ノ揚陸ヲ実施ヤメトス

三、物中揚陸作業部長並揚陸塔捕ハ同船ノ左記揚陸

ヲ実施ス

特ニ揚陸物件ハ分敷枚置ニ圍ミ運抵ナリト期ス

左記

品名	数量	揚陸地	揚陸要
乗船人員	四名		
隊員	三五名		
背負子	一七〇個		
セメント	二〇〇個		
...	...	...	...

陸軍

0643  
0644

控

尚船戰司作命第一一号

尚船船隊戰斗司令所命令

十一月十九日  
オルモック

一、海上輸送船八大隊新居根帆船忠洋丸八本十日

夜半、オルモックに入港し予定す

二、部一同船揚陸ヲ実施ヤントス

三、杉井揚陸作業前長並ニ揚陸部一同船ノ左記揚陸

ヲ実施ス

特ニ揚陸物件ノ分配權置キ關シ退減ナシヲ期ス

左記

受領部隊	乗船人員	品目	数量	揚陸地	摘要
第一師團	四名	隊員	三五〇	相模	作業人員果敢
第二師團		背負子	一七〇	相模	揚陸用舟
第三師團		セメント	二〇〇	相模	八枚
第四師團		糧秣	六五	相模	前送差入モトメ

尚船隊長光井大佐

東京 小津村

0643  
0644

陸軍

尚船戦司作命一ニ号

尚船船隊戦斗司令不命令

十一月十日

一、俄連船団(三隻外四隻)敵空襲ヲ受メ

東方海面ニ於テ遭難セルモノ如シ

オキーン

二、部ハ前項遭難者ヲ速ニ救助セントス

三、海園部隊 松井部隊ハ左記ニ基キ救助ヲ実施

ハバン 左記

① 海園部隊 漁艇一隻(福栄丸)ハ大森ニ

以テオキーン島東北端ヨリ東方四哩

ノ海上ヨリオキーン島東北端ヨリ東方

② 松井部隊 漁艇一隻(新美丸)及不慮大森ニ

以テオキーン島東北端ヨリ東方

海上四哩海面ヲ至ニ捜索ス

捜索救助ニ関シテハ捕らるる一艦ニ遭難スルモノトス

尚船相隊長  
 長井大佐  
 下達情要旨口達後筆記交付  
 既布先鴻園部隊長井部隊  
 報告先三船司 尚船相隊長  
 某田

陸軍

0646

陸軍

尚船戰司作命手一三号ニ基ク海部隊指示

一、海園部隊 杉井部隊ノ搜索救助担任該域

概略

↑海園部隊担任該域

↑杉井部隊担任該域



二、搜索救助隊ノ本署基抽出奈ハ本十一日

トシ帰還ハ概不明十二日早朝ト予定ス

三、遭難者遺骸ハ約四〇〇名ノ概概あり

四、捜索救助隊帰還セバ速ニ救助其ノ他、我

ノ戰鬥司令部ニ報告スルモノトス

0647



控

尚根戦國作命第十三号

尚根船隊戰鬥司令所命令 十一月廿二日。

一、部ハ揚陸用舟艇ノ運用及保安修理ノ商確

且ツ敏速ヲ期スルメ「オルモツク」内ノ中継

基地パシジャン島取遣隊ト無源ニ交信ヲ開キ

セントス

二、船舶工兵ヲ全戦補充隊ハ所要ノ無源機及

無源要員ヲ速ニ「オルモツク」ニ派遣シ「オルモツク

形」ニ補充充隊「パシジャン」派遣隊内ニ無源交信

ヲ開設スベシ

三、余ハ戰鬥司令所ニ在リ尚根船隊長

光井大佐

下達依 尚根(電報)後輩代表等付

取付先 船務工兵所ニ於テ戰鬥充隊 杉井部隊

陸軍

0648

尚航軍司令部申第14號  
 本隊在オムツノ内左記人員予予ノ  
 直轄ヲラントス  
 左記  
 一 松井部隊長ハオムツノ内ニカクハ所前被  
 人員予予ノ直轄ニカクハ所前被  
 三 船部ニ付テハ別ニ指示ス  
 尚航軍隊長  
 下達 松井部隊長  
 下達 松井部隊長

陸軍

0649

拾

陸軍

商船隊司令部洋第一五号

商船隊司令部命令

十有三月八日

部隊、揚陸地、復、隔、ハ、伴、ハ、通、信、途、途、確、保、セ、ト、ス

一、海軍部長、海軍第一隊、(海軍) 司令部

二、海軍の運力本部、海軍部隊内、通信途途ヲ

実施スル

三、余、海軍司令部に在

海軍部長

海軍大臣

下、海軍、要、口、通、信、途、途、確、保、セ、ト、ス

下、海軍、海軍部

海軍部

東京 小津納

0650

尚書院司作令才十...

尚書院隊命令

十月十三日

一、部ハ内務省ハ、指所ハ...

実任セントス

二、中尉ハ、本隊...

前及後導ヲ実任スベシ

左記

一、使用...

二、日...

三、...

...

...

下...

...

陸軍

0651



陸軍

陸軍

尚艦隊司令部第一号

尚艦隊司令部

杜ルニテ

一 部ハ在肉ノ境艦船ヲ揚陸地ニ誘導シテ金機セシメ

二 富永中尉ハ左記ニ基キ本十言ヲ其面誘導シテ尾掃ス

左記

一 伴用艦船

自右第一隻

(四隻)

二 日 時

毎日一九〇〇年三月十日

三 誘導指揮人員

下士官長トシテ其ノ長トシテ指揮ス

四 誘導艦船

其ノ長トシテ指揮ス

五 誘導艦船ノ誘導指揮人員ヲ當ルニシテ

六 誘導艦船

尚艦隊司令部

先中尉依

七 誘導艦船

八 誘導艦船

東京 小津 站

0652

松

陸軍

尚船義司命令第一七号

尚船舶隊命令

十一月廿九日  
オレモツク

一 横須賀田。口丸 五辰丸ノ二隻ハ明十四日一九三〇年三月

「オレモツク」ニ入港申定ヤリ

二 部ハ前項横須賀船ノ短切揚陸ヲ實施セシトス

三 松平部隊並ニ揚陸機ハ之ガ短切揚陸ヲ實施スヤレ

四 実施ノ細部ハ圖表ハ相互密ニ連絡スベシ

五 揚陸物件ハ後述ス

六 尚大聖船ノ塔セハ本揚陸直ニ中止シ大聖船船員

着手スルモトス

尚船舶隊長 光中 大佐

下達後 要旨口達後筆記矣

松平部隊 揚陸機

東京 小津納

0653

商船隊司令部第六号

商船隊司令部令第五号

十月廿日

一、本隊に所属する各船隻は、本隊の指揮に従って行動すること。

二、本隊の命令に違反したる者は、厳しく懲罰せらるべし。

三、本隊の任務を遂行するに必要とする場合は、各船隻は、本隊の指示に従って行動すること。

四、本隊の命令に違反したる者は、厳しく懲罰せらるべし。

五、本隊の任務を遂行するに必要とする場合は、各船隻は、本隊の指示に従って行動すること。

六、本隊の命令に違反したる者は、厳しく懲罰せらるべし。

七、本隊の任務を遂行するに必要とする場合は、各船隻は、本隊の指示に従って行動すること。

八、本隊の命令に違反したる者は、厳しく懲罰せらるべし。

下巻(佐)要旨(上)述(右)事(記)交(任)

東(本)光(長)井(衣)阪(若)務(村)

陸軍

0654

控

陸軍

高松部隊自衛隊第一八号

高松部隊新計画命令

十月三十日 一九〇〇

一 隊員増員之計策を興國丸大回航中丸一四隻に

明十廿九三〇ヨリヨリ入港予定ナリ

二 計り前項機材搬揚陸ヲ実施セントス

三 松井部隊並ニ所務掛り之ヲ短切揚陸ヲ実施スベシ

勇隊ノ細記ニ関シテハ相互密ニ連絡スベシ

四 揚陸物件 後述ス

五 尙大型船舶入港ニ付連日之ヲ揚陸ヲ中止大型船舶ノ

揚陸ニ着手スベシトス

尙松井部隊長 岩本 依

高松部隊 入港ニ付連日之ヲ揚陸ヲ中止

松井 依 揚陸

東京 小津 結

0655



尚世戰司作令第十九号

尚世戰隊員手司令第十号

十一月十三日

一、部、形、務、作、戦、完、了、ヲ、期、セ、ト、ス

ノ、旨、ヲ、傳、達、ス、ル、ヲ、期、ス

二、尚世戰隊員手司令第十号、左記ニ基キ、信、守、隊

ノ、警、保、ヲ、期、ス、ル、ヲ、期、ス

左記

1. 信、守、隊、員、ノ、信、守、ヲ、期、ス、ル、ヲ、期、ス、ル、ヲ、期、ス

2. 主、要、地、帯、(砲、臺) 地、帯、ノ、警、保、ヲ、期、ス

3. 砲、臺、モ、敵、艦、隊、ノ、進、出、ヲ、察、ス、ル、ヲ、期、ス

尚世戰隊員手司令第十号

下、部、隊、員、ノ、信、守、ヲ、期、ス、ル、ヲ、期、ス

守、衛、隊、員、ノ、信、守、ヲ、期、ス、ル、ヲ、期、ス

陸軍

0656



控

尚船隊司令官命 甲第 三〇号

尚船隊司令官命

十一月三日  
オムモツク

一 決戦輸送ノ為陸海軍船舶ハ逐次入塔レツテアリ

二 部隊ハ揚陸場擴大セシニ伴ヒ戦中司令部ヲ建替要員

一部ヲ「イポール」ニ派遣シ入塔船ノ電算的処理

ヲ詳カントス

三 大森中尉ハ「イポール」連絡所長トナリ本十番目現在

地名突進ノ連絡所ヲ開設ス

仕務遂行ノ常々ハ供園部隊ト密ニ連絡セシテ

協同スル期ス

四 細部ニ関シハ別ニ指示ス

五 余ハ戦中司令部ニ在リ 尚船隊長 光井大佐

下 下 松中隊 大森中尉

東京 小津納

0658



尚船戰司令部申第二〇號

陸軍

尚船戰司令部申第二〇號

一 疎開輸送 爲陸海軍 船舶系統 準備

二 部隊

三 部隊の揚陸場擴大せるに伴ひて戰車一司令部

直轄要員一部を以て不備に派遣す

四 艦船の電氣的處理の計劃をトス

五 大島中尉の進駐をトス 六月十三日

六 現地出發速力・直轄可う開設スヘシ

七 任務遂行 爲りて八海軍司令部に密達

八 船中遺骸首等ヲ期スヘシ

九 細部事項ハ別紙トス

一〇 第八分隊 指令 第三分隊 支隊 大佐

下連 陸軍司令部 陸軍司令部 陸軍司令部 陸軍司令部

下連 陸軍司令部 陸軍司令部 陸軍司令部 陸軍司令部

0659





控

陸軍

尚船隊司令 甲第二〇号

尚船隊 戦斗日令所命令

丁部 丁部 丁部

一 部隊ハ「ボニン」島及「カロニ」島附近ノ遺跡ヲ

救助セントス

二 俣野部隊長ハ大荒ニ復テ以テ救助隊ヲ編成シ

本十四日十一時出発「ボニン」島北端附近ヲ搜索救助

シ明拂曉時迄ニ同隊ヲ帰還セムベシ

三 松平部隊長ハ大荒ニ復テ以テ救助隊ヲ編成シ十四日

十一時出発「カロニ」島附近ヲ搜索救助シ明十五日

拂曉時迄ニ同隊ヲ帰還セムベシ

四 細部ハ別ニ指示ス

尚船隊長 光井大佐

下 長官ヨリハ電報後復寫配布

肥前先使部隊 松平部隊

三

0662

古島隊司令部命令二五号

古島駐留隊命令

十一月十日 二二〇〇  
オモロノ目

二、三、六、三十五号命令ニヨリ、パロンボシ、オムモツシ内

若部隊兵力ノ増進ヲ命ジテ、他セントス

ニ、此間部隊ノ増進ノ指揮スル大卒、ハ、~~オムモツシ~~ ~~オムモツシ~~

オムモツシ、パロンボシ、ハ、オムモツシ、オムモツシ

ニ、松井部隊長ハ、指揮スル大卒、ハ、オムモツシ

本十番、二〇〇。基本士卒、二一〇。オムモツシ、オムモツシ

オムモツシ、オムモツシ、オムモツシ、オムモツシ

オムモツシ、オムモツシ、オムモツシ、オムモツシ

オムモツシ、オムモツシ、オムモツシ、オムモツシ

オムモツシ、オムモツシ、オムモツシ、オムモツシ

オムモツシ、オムモツシ、オムモツシ、オムモツシ

オムモツシ、オムモツシ、オムモツシ、オムモツシ

陸軍

0663



大正十一年

下... (後半に取...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

0664

尚艦隊司令作命甲未ニシテ  
 尚艦船隊命令 廿四日午後七時  
 一 部隊ハ決戦ヲ部変決戦輸送先送  
 ノタメハロンポンニ出港アリヲ附設セントス  
 二 陸軍少尉瀧川一郡ハ下士官ニ委嘱人  
 若干名ヲ以テ本十五日ニ出余ノ大介  
 ニヨリパロンポンニ到リ同地出張アリ長ト  
 ナリ前項任務ヲ遂行スベシ  
 三 細部ニ由シテハロ連ス  
 四 余ハ戦斗司令アリニ在リ  
 尚艦隊長光井大佐  
 下達要旨ロ連後奉記ニ付  
 付先陣利少尉

陸軍

0665

22

尚長戰司令部甲未ニ七号

尚長船隊命令

十一月廿日  
尚長司令部

一 尚長司令部甲未九一号ニヨリ七ノ沿岸砲隊

ヲ余ノ指揮下ニ入ラシメラル

ニセブ沿岸砲隊隊長ハ現在地ニ在リテ

現任務ヲ履行スルシ

三 余ハオルモツシ戦司令部ニ在リ

尚長船隊長先井大佐

下達法 筆記配布

配布先 沿岸砲隊 陸園部隊 松本奇隊

報告先 尚

陸軍

東京 小津村

0666



尚形戦司作命ホニ九号

尚形船隊命令

十一月十日一三〇〇

一、部隊ハ尚形集団命令ニヨリ南方遠征ニ参謀以下

便乗者若干名ヲ「セブ」ニ輸送セントス

ニ、松井部隊長ハ左記ニ基キ前項輸送ニ便乗ス

左記

一、使用丹姓 大舟一隻 (必要人員ヲ含ム)

二、本十ノ目一丸。本部前所沈没船中ニ週航

人員搭載ノ上同日一丸ニ「セブ」向「オモツク」ヲ送トス

三、大舟ニハ必要ノ武器ヲ実在セシムモノトス

四、任務終了セバ速ニ「オモツク」ニ帰還スル

三浦部口連ス

尚形船隊長

下連枝 連吉 津田 隆布  
松井 部隊長

0668

尚武戦司作命甲子三。年

尚武船隊命令

村中十六。七。

一、部隊ハベラ一層中ニ遣送シテ是機機

調査並ニ人員枚助ヲ実任セリトス

二、核キ部隊長ハ要ノ舟他人負各器

ヲ以テ本十六日庭向中ニ前項機機

枚助ヲ実任ス

三、部隊ニ就テ人別ニ指示ス

尚武船隊長 光井大佐

下達法 表旨 口達 石筆 記 交付

交付先 核キ部隊

陸軍

尚武戦司令部甲子三三三号

尚武船隊命令

十一月十七日

一、部ハ本十七日早朝、オルモツク、湾口ニ送テ空襲ニ  
 沈没セル機帆船乗組人員ヲ救助セントス  
 二、海軍部隊長ハ所要母艦ヲ以テ本十七日  
 薄暮時ヲ利用シ前項救助ヲ実施スベシ  
 三、救助時特ニ敵艦大遭難ニ非シテ遺棄ナキ  
 ヲ期スベシ

尚武船隊長 光井 大佐

下達後要旨  
 電報  
 後筆記  
 交付  
 先海軍部隊長

陸軍

0670

小津 家

尚船司作命申和三五号

尚船船隊命令

十一月十七日二〇〇

陸軍

一 部の本十七日早朝、オルモツク

オルモツク

空襲を食メ沈没セル機帆船一隻ノ人ハ負

一隻ノ人ハ負

救助ヲ実施セントス

二 松井部隊長ハ大奔二隻ニ依リ

スコール

好機ヲ利用シ前項ノ人負救助ヲ兼達ニ

実施スベシ

三 細部ニ因リテハ別ニ口達ス

尚船船隊長 光井 大佐

下達後要旨口達後筆記

配布先 松井 部隊長

東京 小津箱

0671



折

軍事機密

尚艦戰國作令中未三三三

尚艦船隊

陸軍

一軍六ノイテ決戦場ニ對シテ建

ヲ突進シ一隊ヲ艦東ニ成テ企圖ス

二明十八日以後SS×SSニ在リ其進歩ヲ以テ毎夜又ハ

三部隊ハ前以揚陸機長艦長トシテ金龍力ヲ企圖シ

目的宛逐ラ期ス

四海園部隊長杉井守郎艦長及指揮下部隊長ハ石井

全智金龍力ヲ企圖シ決戦に不急急ニ答スカ

ノ完金揚陸ヲ突進ス

五細部ハ別紙揚陸機長命令令要因依ルニ承知ス

下連枝要旨は只連枝筆

下連枝要旨は只連枝筆

0672